

「おなかま保育室」保護者負担額表

(単位:円)

階層 区分	定 義	保護者負担額(月額)		
		基 本 保育料	第2子 負担額	第3子以降 負担額
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	3,600	1,800	0
C2	市民税所得割 5,000 円未満	4,100	2,050	0
C3	市民税所得割 5,000 円以上 48,600 円未満	5,000	2,500	0
C4	市民税所得割 48,600 円以上 50,400 円未満	6,500	3,250	0
C5	市民税所得割 50,400 円以上 60,000 円未満	9,400	4,700	0
C6	市民税所得割 60,000 円以上 70,800 円未満	11,800	5,900	0
C7	市民税所得割 70,800 円以上 84,600 円未満	14,600	7,300	0
C8	市民税所得割 84,600 円以上 97,000 円未満	17,600	8,800	0
C9	市民税所得割 97,000 円以上 108,600 円未満	20,600	10,300	0
C10	市民税所得割 108,600 円以上 123,000 円未満	23,600	11,800	0
C11	市民税所得割 123,000 円以上 138,600 円未満	26,600	13,300	0
C12	市民税所得割 138,600 円以上 154,200 円未満	29,800	14,900	0
C13	市民税所得割 154,200 円以上 169,000 円未満	33,000	16,500	0
C14	市民税所得割 169,000 円以上 183,900 円未満	36,200	18,100	0
C15	市民税所得割 183,900 円以上 204,600 円未満	40,000	20,000	0
C16	市民税所得割 204,600 円以上 234,600 円未満	43,600	21,800	0
C17	市民税所得割 234,600 円以上 258,600 円未満	45,600	22,800	0
C18	市民税所得割 258,600 円以上 276,600 円未満	47,200	23,600	0
C19	市民税所得割 276,600 円以上 301,000 円未満	48,400	24,200	0
C20	市民税所得割 301,000 円以上 321,700 円未満	52,400	26,200	0
C21	市民税所得割 321,700 円以上 341,200 円未満	56,000	28,000	0
C22	市民税所得割 341,200 円以上 366,700 円未満	58,400	29,200	0
C23	市民税所得割 366,700 円以上 397,000 円未満	59,200	29,600	0
C24	市民税所得割 397,000 円以上 475,300 円未満	65,200	32,600	0
C25	市民税所得割 475,300 円以上	66,200	33,100	0

備考

- 第2子負担額とは、同一世帯から2人以上の児童が委託されている場合の第2子目の保護者負担額です。
- 第3子以降負担額とは、同一世帯から3人以上の児童が委託されている場合の第3子目以降の保護者負担額です。
- 第2子負担額及び第3子以降負担額は、きょうだいが、保育所等(認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育)及び幼稚園を利用している場合も適用します。
- この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度市民税額の年額、9月～翌3月分保育料については、世帯の当該年度市民税額の年額となります。(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明等特別控除、市町村に対する寄附金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。なお婚姻によらないで20歳未満の子を養育するひとり親家庭については、別途申請に基づき、寡婦(夫)控除をみなし適用します。)
- 延長保育料については、月額2,500円となります。ただし、A・B階層については徴収しません。
- 保護者又は保護者と同一の世帯の者が要保護者等(生活保護受給者(又はそれに準ずる程度に困窮していると認める者)、配偶者のいない者、身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者)に該当している場合で市民税所得割額が77,101円未満の世帯の保育料については、0円となります。
- 保護者と生計を同一にしている子どもが2人以上(年齢にかかわらず生計を共にしていれば同居・別居は問わない)で市民税所得割額が57,700円未満である世帯の場合は、小学校就学前までとする多子計算の年齢制限を撤廃し、第2子目は、この表の負担額の100分の50を乗じた金額となり、第2子目以降の負担額は第3子以降負担額の欄が適用となります。